

○茅ヶ崎市食育健康づくり推進委員会規則

平成23年3月24日

規則第11号

改正 平成29年3月28日規則第8号

平成31年3月25日規則第15号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市食育健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平31規則15・一部改正)

(所掌事項)

第2条 委員会は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく食育の推進に関する施策についての計画並びに茅ヶ崎市歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第10号）第8条第1項の規定に基づく歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策についての計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平31規則15・全改)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の福祉に関する団体の代表者
- (4) 医療に関する団体の代表者
- (5) 教育機関の代表者
- (6) 農漁業者
- (7) 食品関連事業者
- (8) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平31規則15・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を総理し、調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(平31規則15・追加)

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平31規則15・旧第6条繰下)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健所健康増進課において処理する。

(平29規則8・一部改正、平31規則15・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平31規則15・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第15号)

- 1 この規則は、平成31年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市食育推進委員会規則(平成19年茅ヶ崎市規則第14号)は、廃止する。
- 3 茅ヶ崎市食育健康づくり推進委員会の委員の選任のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。